

# 設計変更ガイドライン(案)

平成25年 4月  
室蘭市 水道部

# 目次

1 . 設計変更ガイドライン策定の背景 .....	1
1-1 土木請負工事の特徴	
1-2 発注者の留意事項	
1-3 受注者の留意事項	
1-4 設計変更の現状	
2 . 設計変更ガイドライン策定の目的 .....	1
3 . 設計変更が不可能なケース .....	1
4 . 設計変更が可能なケース .....	2
4-1 設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項第 2 号）	
4-2 設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項第 3 号）	
4-3 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項第 4 号）	
4-4 工事中止の場合の手続き（契約書第 20 条）	
5 . 設計変更手続きフロー .....	5
6 . 設計変更に関わる資料の作成 .....	6
6-1 設計照査に必要な資料の作成	
6-2 設計変更に必要な資料の作成	
7 . 指定・任意の使い分け .....	6
8 . 工事請負契約書（室蘭市建設工事契約約款）抜粋 .....	8

## 1. 設計変更ガイドライン策定の背景

### 1-1 土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現場の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

当初積算時に予見出来ない事態の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

### 1-2 発注者の留意事項

設計積算にあたっては、工事の目的に沿った適切な施工ができるように必要な施工条件を明示するよう徹底し、変更の必要がある場合は受注者に対して書面により指示を行わなければならない。

また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を受注者に対して指示を行ってはいけない。

### 1-3 受注者の留意事項

入札にあたっては契約図書をよく確認の上、疑義があるときは説明を求めることができる。

また、工事の着手にあたっては設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。

### 1-4 設計変更の現状

業界からの意見・要望

#### 【設計成果】

設計と現場があっていない。現場に則した設計としてほしい。

#### 【発注時の条件整備】

関係機関との協議が整ってから発注してほしい。

#### 【条件明示】

施工上影響がある条件については、条件明示してほしい。

## 2. 設計変更ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、室蘭市建設工事契約約款等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意事項や設計変更の事例を明示することで、**契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上**を図り、設計変更を行わなければならない場合の手続きを円滑化することを目的としている。

## 3. 設計変更が不可能なケース

### 【基本事項】

・設計図書に条件明示の無い事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に

判断して実施した場合

- ・発注者と「協議」はしているが、協議の回答が無い時点で施工を実施した場合
- ・「承諾」で施工した場合
- ・室蘭市建設工事契約約款及び北海道土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合
- ・正式な書面（工事施工協議簿等）によらない事項（口頭での指示・協議等）の場合

#### 4. 設計変更が可能なケース

##### 【基本事項】

- ・仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし所定の手続きは必要）
- ・当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手出来ない場合
- ・協議等の所定の手続きを行い、発注者の「指示」によるもの
- ・受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

##### 4-1 設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項 2 号）

###### 【受注者の通知義務】

受注者は信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っていた場合には、設計図書を訂正する必要がある。

また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

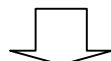
例) ア．条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合。

イ．条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合。

ウ．条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員に関する一切の条件明示がない場合。

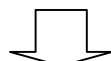
受注者

契約書第 18 条第 1 項第 2 号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



発注者

第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて訂正・変更  
(当初積算の考え方に基づく条件明示)



受注者及び発注者は、第 24 条、第 25 条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める

#### 4-2 設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項第 3 号）

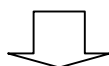
##### 【受注者の通知義務】

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合のことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不相当である。

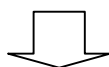
例) ア．土質柱状図が明示されているが、地下水位が不明確な場合。

イ．水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

受注者 契約書第 18 条第 1 項第 3 号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



発注者 第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて訂正・変更  
(当初積算の考え方に基づく条件明示)



受注者及び発注者は、第 24 条、第 25 条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める

#### 4-3 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項 4 号）

##### 【受注者の通知義務】

自然的条件とは例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無が挙げられる。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。

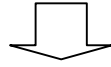
例) ア．設計図書に明示された土質が現場条件と一致しない場合。

イ．設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合。

ウ．設計図書で明示された交通誘導員の配置条件が現地条件と一致しない場合。

エ．「設計変更が可能なケース」の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合。

**受注者** 契約書第 18 条第 1 項第 4 号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



**発注者** 調査の結果、その事実が確認された場合は第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて訂正・変更



受注者及び発注者は、第 24 条、第 25 条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

#### 4-4 工事中止の場合の手続き（契約書第 20 条）

##### 【発注者の中止指示義務】

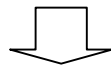
受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き

例) ア．受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合。

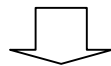
イ．設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合。

ウ．予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合。

**発注者** 契約書第 20 条第 1 項に基づき、工事の全部又は一部の施工を一時中止するよう受注者へ通知

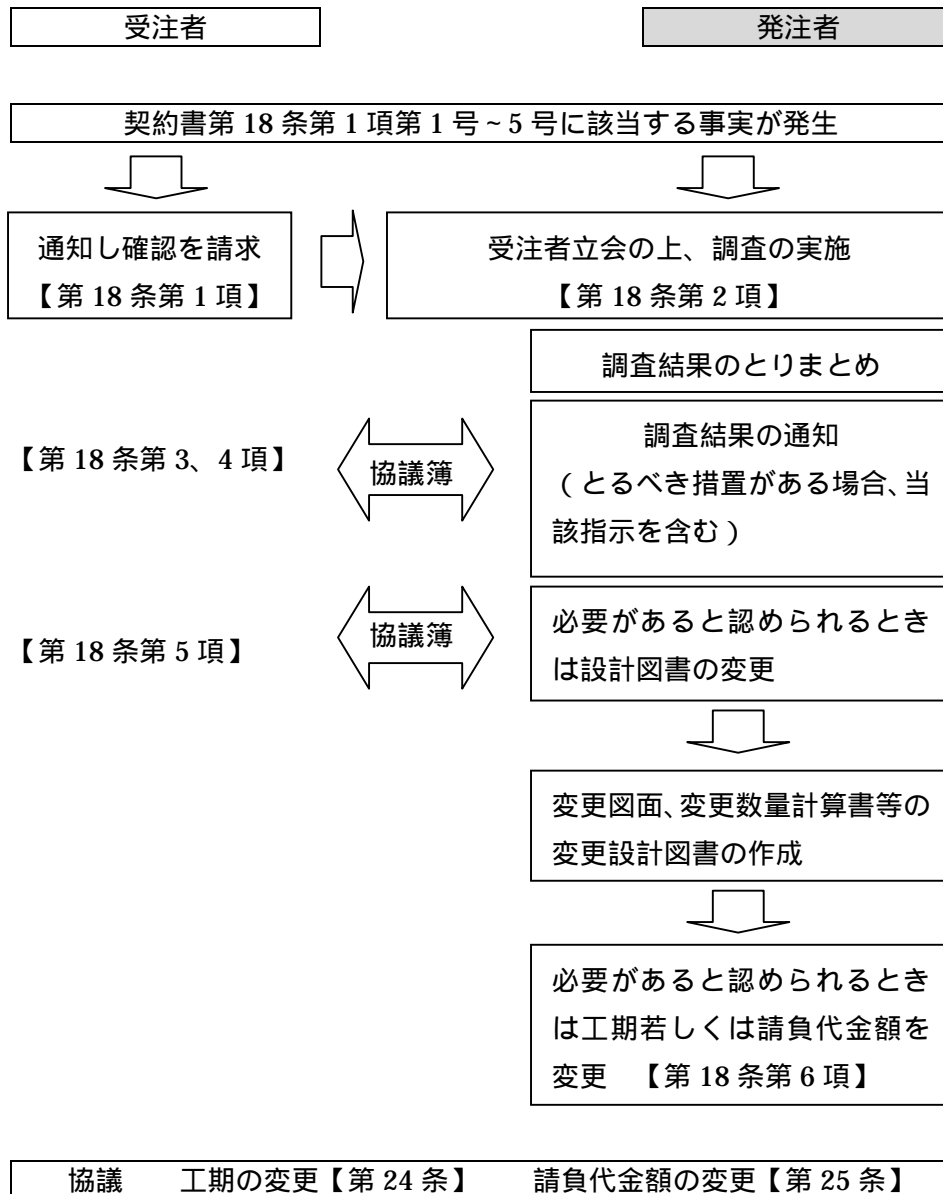


**受注者** 土木工事共通仕様書に基づき、中止期間中の維持管理に関する基本計画書を提出し、発注者の承諾を得ると共に、工事現場を保全しなければならない



受注者は発注者が承諾した基本計画書に基づき施工を実施し、発注者は承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施する

## 5. 設計変更手続きフロー



## 6. 設計変更に関わる資料の作成

### 6-1 設計照査に必要な資料の作成

受注者は、当初設計等に対して契約書第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成については、受注者が行う照査の範囲であり、契約変更の対象としない。

### 6-2 設計変更に必要な資料作成

契約書第 18 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手順によるものとする。

設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。

設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議の上、発注者が指示する。

発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。

書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

## 7. 指定・任意の使い分け

### 【基本事項】

指定・任意については、契約書第 1 条第 3 項に定められている通り、適切に扱う必要がある。

仮設は請負業者の裁量による「任意仮設」が基本であるが、「第三者への配慮」や「仮設構造物を一般交通に供する場合」及び「関係官公署との協議」などにより施工方法等に制約を必要とする場合は、その要件を条件明示により「指定」する。

1. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。ただし、当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

### 【留意事項】

指定・任意の使い分けにおいては、下記の事項に留意する。

1. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては指定と任意の部分を明確にする必要がある。
2. 発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。  
任意における下記のような対応は不適切
  - ・ 工法で積算しているので、「 工法以外での施工は不可」との対応



- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェル」での施工は不可との対応
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に「積算上の工法で施工」するよう対応

発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

### 【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置づけ)	施工方法等について具体的に指定はしない
施 工 方 法 等 の 変 更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
施 工 方 法 の 変 更 が あ る 場 合 の 設 計 変 更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条 件 明 示 の 変 更 に 対 応 し た 設 計 変 更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
天 災 不 可 抗 力 に 対 す る 対 応	いずれの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する	

なお、一般的に「任意」に該当し、契約対象とならない細別(レベル4)を括弧書きで表示している。

例) 運搬費(仮設材運搬費、重建設機械分解・組立費)、仮設費(足場仮設設置・撤去等)

## 8. 工事請負契約書（室蘭市建設工事契約約款）抜粋

### 総則（第1条）

3項：施工方法、仮設その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

### 関連工事の調整（第2条）

発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。

### 監督員の権限（第9条）

1項：工事監督員は、この契約の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

4項：第2項の規定による工事監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

#### 【室蘭市工事監督検査規定】工事監督員の職務分担（第4条）

- ・総括監督員又は主任監督員は、監督員に対し、指示及び指導を行うとともに、必要な事項を工事等主管長に報告し、承認又は指示を受けなければならない。
- ・監督員は、受注者に対し、指示、協議、立会い、検査等を行うとともに、必要な事項を総括監督員又は主任監督員に報告しなければならない。

### 設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更等（第18条）

1項：受注者は工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに工事監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

2項：工事監督員は、確認を請求されたときは、直ちに受注者の立会の上、調査を行わなければならない。

5項：調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

ただし、同項第4号又は第5号に該当する場合は、受発注間で協議して行う。

6項：設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### 請負代金額の変更方法（第25条）

請負代金額の変更については、受発注間で協議して定める。